

第2章

基本構想の改定に向けて

1 基本構想改定における市民参加の取組

旧基本構想では、多様な市民参加による基本構想の策定を目指し、課題把握等の各段階において市民参加を図りながら広く意見を把握する仕組みを設けるなど、ワークショップ*やアンケート調査を含む5つの取組を実施しました。

このことを踏まえ、旧基本構想の改定にあたっては市民ヒアリング調査やまち歩き点検、バリアフリーに関する意見募集を実施し、旧基本構想の評価や新たなバリアフリー課題に関する利用者意見を整理しました。また、市民参加の機会を活用して、バリアフリーの普及・啓発を積極的に進め、市民の心のバリアフリーへの理解促進を推進しました。

一方で、事業者には、バリアフリー化への理解、その必要性を深めていくことが重要です。超高齢社会*、多様性社会を迎える中、事業者が自らの問題として理解し、更なる推進に取り組む必要があることから、事業者との意見交換を実施し、事業者の状況を把握しながら、本基本構想への改定につなげました。

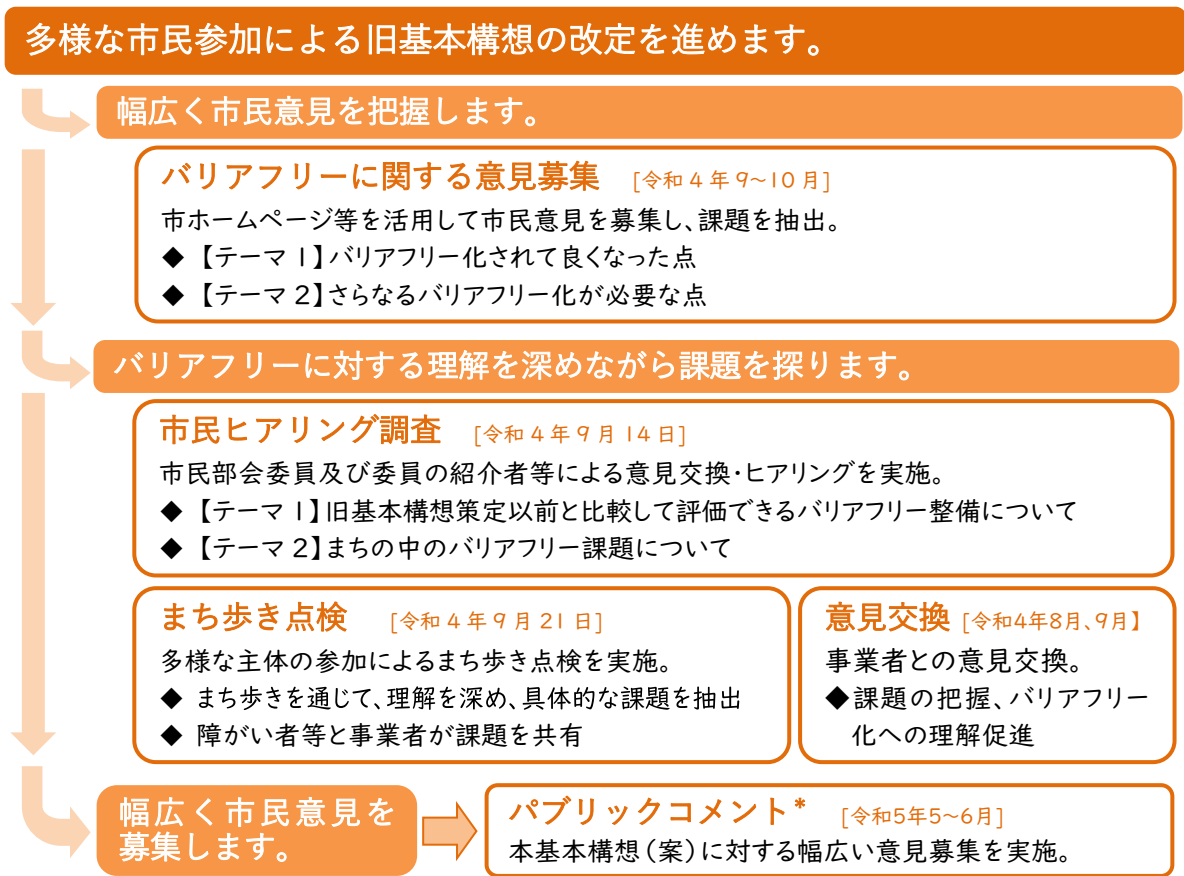


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想改定における多様な市民参加の取組

2 改定体制及び改定のながれ

(1) 改定の体制

本基本構想への改定にあたっては、市民団体や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、庁内関係部署など、様々な関係者の協力のもと、バリアフリー法第26条及び地方自治法(昭和22(1947)年法律第67号)に基づいて組織した「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」及び同協議会の部会(以下「市民部会」という。)による体制で検討を行いました。

また、多様な市民参加の実現に向けて、まち歩き点検等では、市民部会のほか市民団体や協力者(以下「市民部会等」という。)の協力を得ながら市民意見を整理しました。

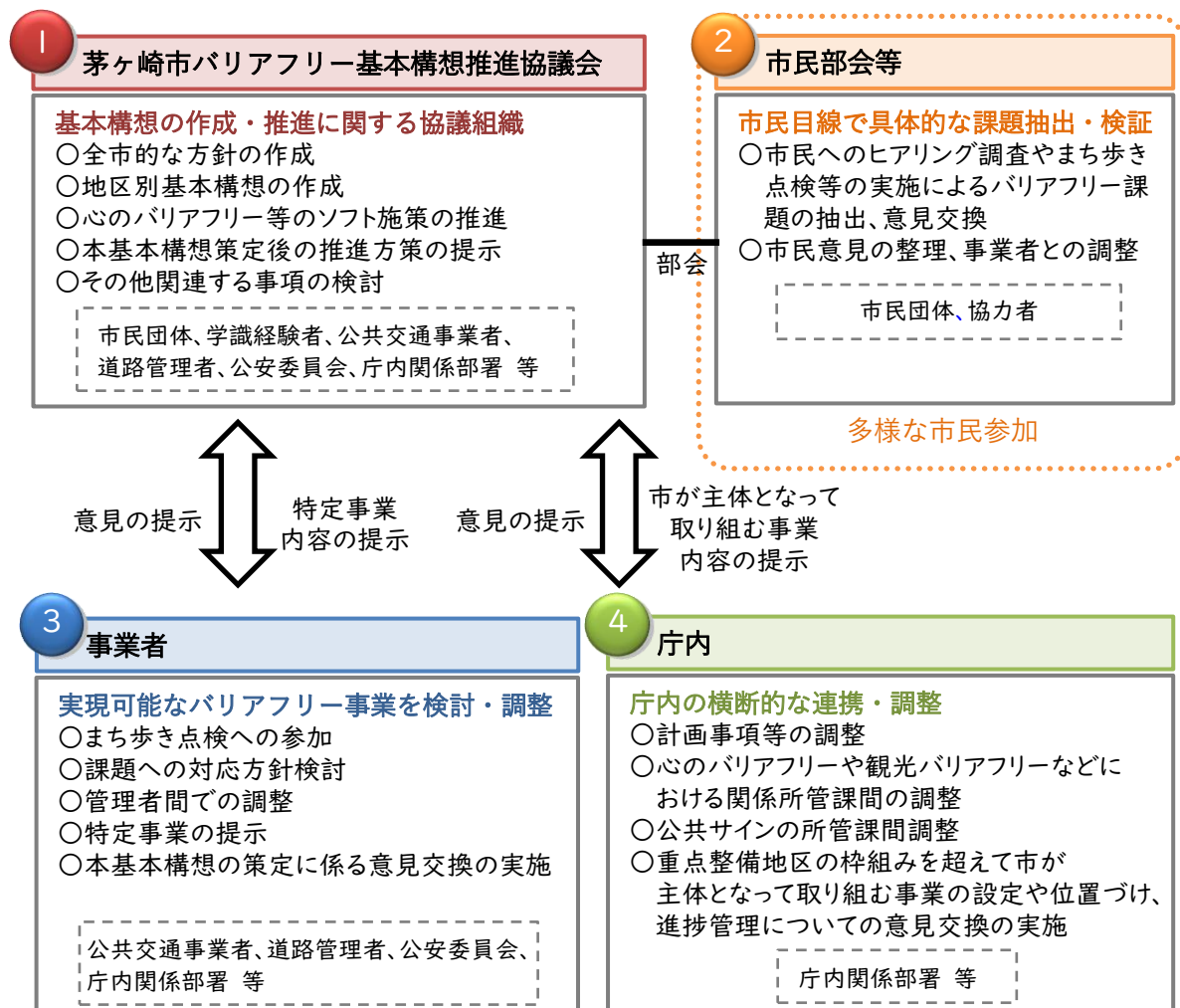


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定体制

(2) 改定のながれ

本基本構想への改定にあたっては、以下のながれにて実施しました。

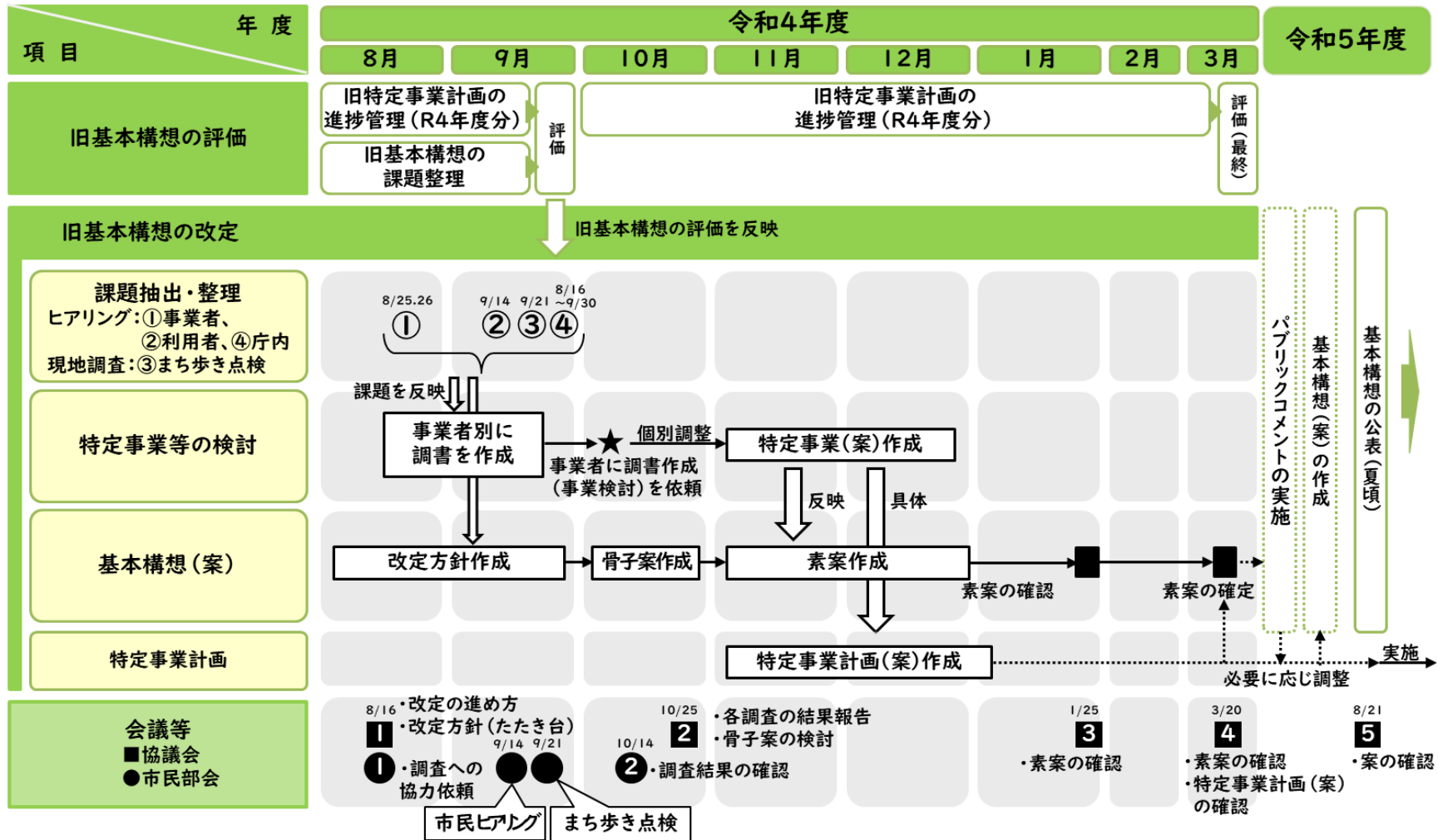


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定のながれ